

令和2年度

社会福祉法人南国市社会福祉協議会
事業報告書

令和2年度 社会福祉法人 南国市社会福祉協議会事業報告書

令和2年度事業計画に基づき、地域福祉を推進する中核的団体として地域福祉の向上と充実を目指して諸事業に取り組み、地域の方々一人ひとりが主役となった地域社会づくりを目指し、その推進役として、地域の方々との協働により令和2年度の事業を実施いたしました。

行政をはじめ、各種団体・関係機関及び地域住民の皆様のご支援、ご協力により所期の目標を達成する事業もありましたが、令和元年度後半から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、達成できなかった事業や行事もありますので精査した上で令和3年度の事業につなげていきます。

南国市においても少子・高齢化が進む昨今、地域や家族・家庭がこれまで築いてきたたすけあいの機能が低下し、人と人とのつながりも徐々に希薄になる中、子育て、介護、生活困窮、閉じこもりなど地域における福祉課題は次第に顕在化してきており、これらの課題解決のためには、公的な制度だけでは対応できない状況が増加しています。

そのような背景から、地域の特色を生かした福祉ネットワークづくりが不可欠であり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域での支え合いづくりの実現に向けて、地域の皆様をはじめ、関係各位ご支援のもと次のように事業を実施いたしました。

令和2年度も公益性や非営利性を確保する観点から組織体制を検証し、法人監査の強化を図り、事業運営の透明性を明確にするとともに社会福祉法人としてのガバナンス強化を図りました。又、他法人と連携を図り、地域貢献について検討していく場づくりに取り組みました。

事業活動を着実に進めるにはその担い手となる人材が欠かせません。そのため職員研修の一層の充実を図るとともに、職員一人ひとりが本会の使命と地域の福祉ニーズを的確に把握し、関係機関・団体と今まで以上に連携をしながら、事業活動の強化と経営健全化に向け、法人が一丸となって取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、状況も見ながら事業を実施しましたが令和元年度に引き続き中止にした事業や規模を縮小した取り組みもありました。事業の見直しを行い次年度に向け法人が一丸となって事業を実施していきます。

○令和2年度の主な事業活動の概要

(1) 地域福祉の推進

あったかふれあいセンターを引き続きテーマ型活動とし、地域住民の集いの場、交流・勉強の場づくり、福祉ネットワークづくり、困りごとへの生活支援など福祉サービス・制度の間の支援を行いました。

地域担当職員を配置し、地域にある様々な問題点、課題を取り上げ解決する方策を協議し解決を図るために住民の方々との協働を主体とした話し合いに参加し、地域での課題を地域で解決していくシステム創りに取り組みました。

生活支援体制整備事業を実施し、生活支援コーディネーターを中心に地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、地域住民、関係機関と話し合いをとおして、住民主

体のサービスが活性化されるように現状の課題等の洗い出しを行い、高齢者の生活を支える体制づくりに務めました。

福祉教育の推進としては思いやりの心を育むため市内の児童・生徒の皆さんに「福祉体験学習」、地域住民の皆さんに「地域福祉教育」を行い、福祉に対する知識や理解、交流を深めてもらうことに努めました。

広報啓発事業としては、「広報紙 南国市社協だより“まんてん”」の発行や「社協ホームページ」「ソーシャルネットワークサービス（SNS）等」を随時更新することで福祉情報提供の充実を図り、住民の方々が福祉サービスをより有効に利用できるよう努めました。

ボランティア活動の支援でも市のボランティア団体の組織強化やボランティアの登録・養成、ボランティア保険の加入等により活動の環境の更なる充実を図りました。

また、災害時における協力体制づくりを目指した「災害ボランティアセンター体制づくり」や「なんこくありがとうポイント制度（介護支援ボランティア制度）」を開催し、市内のボランティア活動の充実を図りました。

南国青年会議所との被災地復旧支援協定結び、今年度は香美市、香南市、南国市、3市合同研修会を開催しました。

（2）あんしん生活総合相談事業の実施

あんしん生活サポートセンターでは、あんしん生活総合相談の窓口として、住民のみなさまの日常生活のあらゆる悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行う業務に努めました。

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援を行政をはじめ、各種関係団体と共に実施いたしました。

高齢者や障害をお持ちの方々が自立した生活ができるよう財産管理や福祉情報の提供などを生活支援員がサポートする「日常生活自立支援事業」、「法人成年後見事業」、地域の低所得世帯の経済的な自立を促し、地域社会で安定した生活の確保を図ることを目的に「生活福祉資金貸付」を行いました。貸付にあたっては、地域の民生児童委員と連携のうえ貸付世帯が自立できるよう支援に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施し、県社協と連携し適切な貸付にあたりました。

（3）高齢者等の在宅生活の支援

地域包括支援センターでは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、福祉・保健・医療の相談及び具体的な支援を担う、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの三職種が連携し、それぞれの専門性を活かすとともに、行政等関係機関との連携を図りながら、積極的に地域へ出向くことを目標に、業務を行いました。

（4）居宅介護の支援

より質の高いサービスを提供するため、行政や地域包括支援センター等の関係機関と連携を密に

情報交換し、利用者の生活状況やもてる能力に応じた質の良い介護サービスの提供に取り組みました。

また、日常生活に支障のある高齢者や障害のある方々の医療機関等への送迎をする外出支援サービス事業の安全な提供に努めました。

(5) 保育園事業の運営

長岡東部保育園、岡豊保育園ともに地域の子育て支援における子育ての「パートナー」として、行政、地域の皆様と連携を図りながら、そして、保護者の皆様とコミュニケーションをとり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に保護者、職員が一丸となり取り組み、安心できるように育児支援に努めました。

子育て支援センター「にじいろセンターおこう」でも未就園児とお家の方に気軽に利用してもらい、相談の受入も行いました。

(6) 共同募金の推進

地域福祉活動の推進を目指し全国一斉に行われた共同募金運動は、地域の方々のご理解・ご協力のもと活動が展開されました。市内5か所のスーパーで街頭募金は中止しましたが、イベント等での募金活動の啓発に努めました。寄せられた募金については委員会で配分方法等について検討し、募金して下さる皆様のお気持ちが反映されるよう地域福祉事業や高齢者、障害者等のための活動を展開しました。

(7) 社会福祉協議会の活動基盤整備

理事会・評議員会では、社会福祉協議会の役割や方向性の共有、またその存在意義などについてご理解いただきながら「理事会の機能の更なる充実」とあわせ組織基盤の整備に努めました。

以上のように、令和2年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指した福祉活動を広く実施しました。

本年度の会務は、事業計画に基づき、次の活動を実施

1. 理事会、評議員会に関する事項

●理事会に関する事項

(1) 5月30日 理事会を開催し、下記案件を議決、承認

第1号議案 令和元年度補正予算について

第2号議案 令和元年度社協事業報告について

第3号議案 令和元年度法人会計決算について

第4号議案 令和2年度補正予算について

第5号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会就業規程の一部改正について

第6号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会臨時職員の就業規程の一部改正について

第7号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会

保育事業に従事する職員の就業規則の一部改正について

第8号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会

保育事業に従事する臨時職員の就業規則の一部改正について

第9号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会評議員会の議事日程等について

(2) 10月22日 理事会を開催し、下記案件を議決、承認

第1号議案 令和2年度補正予算について

第2号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会

南国市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程について

第3号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会評議員会の議事日程等について

(3) 12月4日 理事会を開催し、下記案件を議決、承認

第1号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会給与規程の一部改正について

第2号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会

保育事業に従事する職員の賃金規則の一部改正について

第3号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会経理規程の一部改正について

(4) 令和3年2月25日 理事会を书面決議にて実施、下記案件を議決、承認

第1号議案 指定居宅支援事業所南国市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所南国市社会福祉協議会の廃止について

(5) 令和3年3月11日 理事会を開催し、下記案件を議決、承認

第1号議案 令和2年度補正予算

第2号議案 令和3年度事業計画（案）

第3号議案 令和3年度会計収支予算（案）

第4号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 定款の一部改正

第5号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 経理規程の一部改正

第6号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 給与規程の一部改正

第7号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 臨時職員就業規程の一部改正

第8号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 再任用職員就業規程の一部改正

第9号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会

南国市地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程の一部改正

第10号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 保育事業に従事する

職員の就業規則の一部改正

第11号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 保育事業に従事する

- 第12号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 苦情解決に関する規程の一部改正
- 第13号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 評議員選任解任委員の選任
- 第14号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 評議員会の招集
- 第15号議案 役員等賠償責任保険契約について

●評議員会に関する事項

- (1) 6月21日 評議員会を開催し、下記案件を議決、承認
 - 第1号議案 令和元年度補正予算について
 - 第2号議案 令和元年度事業報告について
 - 第3号議案 令和元年度法人会計決算について
 - 第4号議案 令和2年度補正予算について
- (2) 11月5日 評議員会を開催し、下記案件を議決、承認
 - 第1号議案 令和2年度補正予算について
- (3) 令和3年3月25日 評議員会を開催し、下記案件を議決、承認
 - 第1号議案 令和2年度補正予算
 - 第2号議案 令和3年度事業計画(案)
 - 第3号議案 令和3年度会計収支予算(案)
 - 第4号議案 社会福祉法人南国市社会福祉協議会 定款の一部改正

●監事監査に関する事項

- (1) 決算監査(令和2年5月18日、19日、20日)
 - 監査内容:理事の業務執行状況及び法人の財産状況の全般
- (2) 会計監査(令和2年10月26日、27日、28日)
 - 監査内容:会計管理及び収支状況(令和2年4月1日~9月30日)
- (3) 業務監査(令和3年3月1日、2日)
 - 監査内容:業務管理及び収支状況

2. 社協の組織づくり

(1) 社協の会員について

社協の基盤となる会員制度については、市民のご理解で一般会員10,498世帯、賛助会員43人、団体、特別会員40団体の加入をいただきました。
総額5,299,348円

3. 事業に関すること

(1) 一般事業・地域福祉活動

○南国市社会福祉協議会総会【新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止】

- 100歳長寿者祝 50名
- 第55回南国市社会福祉大会11月19日開催【新型コロナウイルス感染症拡大防止により規模縮小】
【福祉功労者表彰】
 - 市長表彰10名 ボランティア活動推進校2校 ●大会長表彰8名 ●大会長感謝8名

○職員地域担当制

南国市内4中学校区を基準に職員が積極的に地域との連携を改めて深めていくように地域の担当を設け、地域での意見交換会への参加や民生児童委員協議会活動とも協働してまいりました。

○地域福祉活動計画の取り組み

- ・地区社協、関係機関との連携で地域福祉活動を行いました。

○南国市地域福祉フォーラム「関嬉扇」【新型コロナウイルス感染症の影響により中止】

○広報啓発事業

- ・広報誌「南国市社協だより“まんてん”」発行6回 18,650部 全戸配布

○福祉活動啓発事業

- ・福祉活動推進・啓発、情報提供、ボランティア活動の推進を実施
- ・福祉活動推進校（幼稚園1、小学校13、中学校4、分校1、高校4）福祉・ボランティア活動促進

○福祉教育・ボランティア活動学校出前講座

○福祉活動推進校連絡会の開催

【第1回 新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止】【第2回 令和3年3月18日】

(2) 市受託事業

○身体障害者移動支援事業リフトカー運行【新型コロナウイルス感染症の影響により中止】

○地域介護予防事業：高齢者の交流の場、支えあいの拠点づくりを行いました。

○あったかふれあいセンター事業：福祉サービス・制度の間の支援、地域住民の交流の場、支えあいの拠点づくりを行いました。

○なんこくありがとうポイント制度(介護支援ボランティア制度)の実施運営を行いました。

○生活困窮者自立支援事業：本来の相談機能に加え、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を受託し、生活困窮への相談支援に向けて、民生委員、福祉ボランティア団体・事業所、弁護士、司法書士等、各種関係機関・団体とのネットワークを再構築してきました。

※南国市生活困窮者自立支援フォーラム【新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止】

※南国ネットワーク連絡会 (①12月7日 ②令和3年3月10日)

※なんこく生活総合相談会 (①7月7日 ②12月7日 ③令和3年3月10日)

○地域包括支援センターの業務を実施

< 1 > 包括的支援事業

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターは、下記の7つの事業を地域において一体的に実施

- ①介護予防ケアマネジメント事業
- ②総合相談・支援事業
- ③権利擁護事業
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ⑤在宅医療介護連携推進事業
- ⑥認知症初期集中支援推進事業
- ⑦地域ケア会議推進事業

< 2 > 介護予防支援事業

介護予防サービス計画作成や介護予防サービス事業者との調整の実施

< 3 > その他

- ①一般高齢者の把握に関する事業
- ②介護予防に関する普及啓発を行う事業
- ③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業
- ④地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤任意事業

< 4 > ふれあい給食ボランティア活動事業

●給食サービス事業

- ・年 10回 上倉南部地区社協 23名
- ・年 9回 国府地区社協 23名
- ・年 8回 稲生地区社協 26名
- ・年 6回 久礼田地区社協 31名
- ・年 1回 長岡東部地区社協 40名 野田地区社協 25名 大篠地区社協 70名

●配食サービス事業

- ・長岡西部地区社協 39名月2回に分けて(年12回)

●ヤクルト訪問事業

- ・年 12回 瓶岩地区社協 6名 日章地区社協 50名 岩村地区社協 8名
前浜地区社協 83名 十市地区社協 37名 緑ヶ丘地区社協 28名
- ・年 11回 野田地区社協 28名 大篠地区社協 68名
- ・年 9回 岡豊地区社協 40名 三和地区社協 48名
- ・年 8回 長岡東部地区社協 41名
- ・年 6回 久礼田地区社協 31名
- ・年 3回 国府地区社協 24名 後免地区社協 18名

○長岡東部保育園の業務を実施

- ◆入所できる年齢 6ヶ月児から就学前の児童
- ◆保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間で実施しました。

・月～金 7:20～18:20 ・土 7:20～18:00

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供しました。

②保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間で実施しました。

・月～金 8:00～16:00 ・土 8:00～16:00

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供しました。

③開所時間

園が定める開所時間で、次のとおり実施しました。

・月～金 7:00～19:00 ・土 7:20～18:00

◆延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合に、時間を定めて延長保育を実施しました。

・保育標準時間	18:20～19:00	(月曜から金曜)
・保育短時間	7:20～8:00	(月曜から金曜)
	16:00～17:00	(〃)
	17:00～18:00	(〃)
	18:00～18:20	(〃)
	18:20～19:00	(〃)
・保育短時間	7:20～8:00	(土曜)
	16:00～17:00	〃
	17:00～18:00	〃

◆1日の日課

7:20～ 早朝園児受け入れ
8:00～ 園児登園・視診 自由遊び
9:30～ 3歳未満児のおやつ
10:00～ 課業（年齢別・異年齢で）
11:30～ 昼食準備・昼食・片づけ
12:30～ 昼寝準備・絵本読み・昼寝
15:00～ 目覚め・排泄・着替え・おやつ
16:00～ 降園準備・順次降園
16:20～ 居残り保育開始 異年齢での遊び
18:20～ 居残り保育終了・延長保育開始
19:00 延長保育終了

◆主な行事

- 4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 5月 ・春の運動会 ・内科健診 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 6月 ・芋苗植え付け ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・愛園作業
・プール開き ・尿検査 ・歯科健診 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 7月 ・七夕祭り ・誕生日会 ・ソーメンながし ・防火、防災訓練
- 8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・防火、防災訓練
・ザ・祭り in とうぶっこ ・夏をおしむ会
- 9月 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 10月 ・運動会がんばるパーティー ・運動会・運動会がんばったパーティー
・誕生日会 ・防火、防災訓練 ・親子クッキング
- 11月 ・芋掘り ・焼き芋パーティー ・内科健診 ・親子遠足
・入学前健康診断（年長児） ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 12月 ・社会見学 ・餅つき ・お店やさん（バザー）
・お店やさん成功パーティー ・クリスマス会 ・誕生日会 ・防火、防災訓練
- 1月 ・どんど焼き ・凧揚げ大会 ・こま回し大会 ・誕生日会
・サッカー教室 ・父親参観日 ・歯科健診 ・防火、防災訓練
- 2月 ・ドキドキパーティー ・節分豆まき ・春を呼ぶ会 ・誕生日会
・絵画展 ・クラス懇談会 ・防火、防災訓練
- 3月 ・ひな祭り ・お別れ遠足 ・お別れ運動会 ・誕生日会 ・愛園作業日
・防火、防災訓練 ・お別れパーティー ・卒園式 ・進級式

◆その他

地域交流活動

地域の活動には、積極的に参加し、保育園の行事への参加をお願いしました。

○ 岡豊保育園の業務を実施

◆入所できる年齢 6カ月児から就学前の児童

◆保育時間

①保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間で実施しました。

・月～金 7:20～18:20 ・土 7:20～18:00

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供しました。

②保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間で実施しました。

・月～金 8：00～16：00 ・土 8：00～16：00

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供しました。

③開所時間

園が定める開所時間は、次のとおりとする。

・月～金 7：20～19：00 ・土 7：20～18：00

◆延長保育

保護者の就労時間等で保育時間の延長を希望する場合は、時間を定めて延長保育を実施しました。

保育標準時間	18：20～19：00	（月曜から金曜）
保育短時間	7：20～ 8：00	（月曜から金曜）
	16：00～17：00	（ ” ）
	17：00～18：00	（ ” ）
	18：00～18：20	（ ” ）
	18：20～19：00	（ ” ）
保育短時間	7：20～ 8：00	（土曜）
	16：00～17：00	”
	17：00～18：00	”

◆1日の日課

7：20～	早朝園児受け入れ
8：00～	園児登園・視診自由遊び
9：30～	3歳未満児のおやつ
10：00～	課業（年齢別・異年齢で）
11：30～	昼食準備・昼食・片づけ
12：30～	昼寝準備・絵本読み・昼寝
15：00～	目覚め・排泄・着替え・おやつ
16：00～	降園準備・順次降園
16：20～	居残り保育開始 異年齢での遊び
18：20～	居残り保育終了・延長保育開始
19：00	延長保育終了

◆主な行事

- 4月 ・入園式 ・保護者会総会 ・家庭訪問 ・誕生日会 ・避難訓練
5月 ・尿検査 ・誕生日会 ・避難訓練 ・春の運動会 ・芋苗植え付け
6月 ・保育参観日 ・クラス懇談会 ・内科検診

- ・愛園作業 ・プール開き ・歯科検診 ・誕生日会 ・避難訓練
- 7月 ・七夕祭り ・夕涼み会 ・誕生日会 ・避難訓練
- 8月 ・プール参観 ・プール納め ・誕生日会 ・避難訓練
- 9月 ・秋の集い ・誕生日会 ・避難訓練 ・陶芸教室
- 10月 ・運動会 ・遠足 ・誕生日会 ・避難訓練
- 11月 ・焼き芋パーティー ・内科検診 ・避難訓練 ・芋掘り
・入学前健康診断（年長児） ・誕生日会
- 12月 ・餅つき ・お店やさん ・クリスマス会 ・誕生日会 ・避難訓練 ・社会見学
- 1月 ・どんど焼き ・凧揚げ大会 ・こま回し大会 ・誕生日会 ・避難訓練
・記念写真
- 2月 ・節分豆まき ・誕生日会 ・避難訓練 ・絵画展 ・クラス懇談会
- 3月 ・ひな祭り ・お別れお楽しみ会 ・誕生日会 ・避難訓練 ・お別れパーティー
・卒園式 ・進級式

◆その他

①絵本で交流活動

民生児童委員による絵本の読み聞かせを通して交流しました。

②地域交流活動

地域の活動には、積極的に参加し、保育園の行事への参加をお願いしました。

③子育て支援センターの充実

行事以外に保護者の要望を生かした企画会の他、育児・子育て相談を開催しました。

サークル活動を通して子育ての輪を広げようとする保護者に対して支援しました。

○ 子育て支援センター「にじいろセンターおこう」

乳幼児と保護者がいつでも気軽に利用できるように地域に開かれた子育て広場として業務を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、開所日の縮小も行いました。

・開所時間：月曜日から金曜日まで 午前9時から午後2時まで

◆内容

- ・乳幼児の遊び場の提供
- ・保護者の集いの場、情報交換の場の提供
- ・育児不安等についての相談・指導
- ・地域の子育て関連の情報提供等

(3) ボランティア活動、研修会

○第23回なんこくボランティア DAY【新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止】

○災害ボランティアセンター体制づくり

災害ボランティアセンター研修会<香南市社協・香美市社協・南国市社協3市合同>

(4) 共同募金事業

○ 一般募金額 8,864,605円

内訳 戸別募金 8,006,506円 法人募金 679,000円 イベント募金2,944円
学校募金 79,957円 職域その他 96,198円

○ 歳末たすけあい額 468,862円

○ 歳末たすけあい配分額 468,862円

毎年、在宅独居高齢者等を中心にふれあい給食と合わせて歳末おせち給食、又は新年特別給食、他の地区はヤクルト訪問に特別品を上乘せして事業の実施をしていましたが、令和2年度は、ヤクルトへ切り替えての訪問を実施

(5) 生活福祉資金貸付制度の運用

本資金は低所得者・障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に実施

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

(6) 日常生活自立支援事業

南国市内の基幹的社協として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な利用のための相談、援助、金銭管理サービス、書類保管サービスを実施しました。

(7) 法人成年後見事業

成年後見制度は、認知症高齢者など判断能力の十分でない方の財産管理や福祉サービス利用の契約などの法律行為を成年後見人等が代理して行い、また、これらの方の行った法律行為についての同意権や取り消し権を成年後見人等に付与するものです。成年後見人等はこれらの方の、財産の管理や生活について適切に判断し、本人の自己決定権を尊重しながら生活を守ることを目指しています。本年度も南国市社会福祉協議会が法人として、成年後見に関係する事業に取り組みました。

(8) 障害福祉サービス事業の実施

心身に障害があり日常生活に支障のある家庭生活の支援を実施

(9) 訪問介護事業の実施

介護保険制度に基づき、担当の介護支援専門員が作成した介護計画に沿って、その方のご家庭にお伺いし身体の介護と、家事を中心とした生活の援助を実施